

テーマ：「令和3年度税制大綱の概要」

令和3年度の税制改正大綱が閣議決定されました。ポストコロナ時代における経済の転換と好循環を実現するため、投資促進税制の創設や中小企業の事業再構築を促す税制などが創設される予定です。今回は、主な改正事項を紹介します。

1. 法人課税関連

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設	
<対象資産>	デジタル技術を活用した企業変革に必要なクラウド技術を活用するハードウェア及びソフトウェア
<制度概要>	特別償却30%又は税額控除3%（5%）
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	
<対象資産>	脱炭素化効果のある製品生産設備又は生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備
<制度概要>	特別償却50%又は税額控除10%
活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し	
<制度概要>	一般型・中小企業基盤強化税制の控除上限 法人税の25%→30%
コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資促進に係る税制の見直し ※中堅・大企業向け	
<適用要件>	新規雇用者給与等支給額 前年比2%以上増加
<制度概要>	税額控除 新規雇用者給与等支給額の15%
繰越欠損金の控除上限の特例の創設 ※中堅・大企業向け	
<欠損金の範囲>	コロナ禍に生じた欠損金
<制度概要>	最長5事業年度 控除上限100%
株式対価M&Aを促進するための措置の創設	
<制度概要>	買収会社が自社株式を買収対価としてM&Aを行う場合、対象会社株主は株式譲渡益が生じても買収会社株式を譲渡するまで課税を繰り延べる。
中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設	
<適用要件>	生産性向上等計画に基づきM&Aを実施した場合の設備投資・雇用確保・リスク準備金積立
<制度概要>	設備投資 全額即時償却又は、税額控除10%（7%） 雇用確保 給与支給総額の増加額の25%税額控除 リスク準備金積立 投資額の70%限度として損金算入

中小企業向け投資促進税制等の延長	
中小企業投資促進税制	適用が令和5年3月31日まで延長 対象業種に不動産業と物品貸付業が追加
中小企業経営強化税制	適用期限が令和5年3月31日まで延長 対象資産に経営資源集約化設備（D類型）が追加
中小企業における所得拡大促進税制の見直し	
<改正前>	継続雇用者 給与等支給額前年比1.5%以上増加
<改正後>	雇用者 給与等支給額が前期比1.5%以上増加

2. 個人所得課税関連

住宅ローン控除の拡充		
住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例が延長。また、適用要件が緩和され以下のように変更されました。		
適用要件	契約時期	入居時期
・合計所得金額1,000万円以下 ・床面積40㎡以上	<新築> R2年10月1日～R3年9月30日	R3年1月1日～
・合計所得金額3,000万円以下 ・床面積50㎡以上	<分譲住宅・中古住宅他> R2年12月1日～R3年11月30日	R4年12月31日
退職所得課税の適性化		
令和4年度以後の所得税において、勤続5年以下の 従業員 についても退職所得控除後の金額が300万円超の部分については、2分の1課税の適用対象外となりました。		

3. 納税環境整備

税務関係書類の押印義務の見直し
税務署長等に提出する税務関係書類において実印及び印鑑証明書を求めている手続きを除き、押印義務の廃止。
電子帳簿等保存制度の見直し
<p><帳簿> 税務署長の事前承認廃止 モニタ・説明書の備付け等最低限の要件を満たす場合、電子データ保存で可能。 信頼性の高い電子帳簿は、過少申告加算税5%軽減、青色控除10万円上乗せ</p> <p><請求書等> 税務署長の事前承認廃止 スキャナ後直ちに原本の廃棄が可能 タイムスタンプ付与までの期間を最長約2か月以内。 検索要件を日付・金額・取引先に限定 ※一定の小規模事業者は不要</p>
スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の創設
納付書で納付できる国税が対象（税目の制限なし）。税額は30万円以下

上記の詳細は、財務省HPにて確認できます。

<https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf>



詳しくは担当者にお尋ねください
ホームページにも掲載しております
<http://www.nakano-cpa.com/>